

協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分

(単位:億円)

収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

高齢受給者証の負担割合が 現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を 有する場合	70歳以上の被扶養者を 有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>



お問い合わせ先

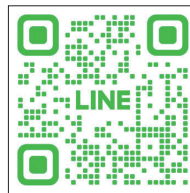
096-240-1030 音声案内①

協会けんぽ熊本支部公式LINE 友だち募集中です!

協会けんぽからのお知らせや健康に関する情報を
配信しています!

ぜひ、ご登録をお願いします。

※運用ポリシーについては、ホームページをご覧ください。



全国健康保険協会 熊本支部

協会けんぽ

〒860-8502

熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ

検索

協会けんぽ熊本支部の
メルマガを登録しませんか?

右のコードから登録ページに
アクセスできます。登録は無料です。



- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和7年6月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。